

上越市ガス水道局指名停止措置

令和5年3月23日更新

業者名	指名停止期間	指名停止の事由
西田建設株式会社 (上越市大潟区土底浜1690-1)	令和5年3月23日から 令和5年4月5日まで (2週間)	新潟県警察本部警務部装備施設課発注の施設第5号上越警察署(仮称)大潟交番改築工事において、令和4年10月26日、工期関係者1名が2階仮設作業床上から転落し、負傷(背骨及び脊髄損傷)する事故を発生させたもの。 このことが、上越市ガス水道局建設工事請負業者指名停止措置要領第2条及び別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)に該当するため。
有限会社南波工務店 (上越市三和区末野新田1657-1)		
島津工業株式会社 (上越市大字福田329番地)	令和4年12月7日から 令和5年1月6日まで (1か月)	上越市発注の富岡保育園合併浄化槽入替工事において、排水ポンプ槽底盤にコンクリートスラブが施工されていなかったため修補指示が出され、上越市建設工事成績評定要領に基づく工事成績が60点未満(55点:Eランク)となった。 このことが、上越市ガス水道局建設工事請負業者指名停止措置要領第2条及び別表第2第12号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
株式会社浅沼組 (大阪府大阪市浪速区湊町1-2-3)	令和4年9月15日から 令和4年11月14日まで (2か月)	千葉県市川市が令和2年に発注した市川市立塩浜学園校舎等取壊し工事の入札に関し、株式会社浅沼組の社員が、令和4年7月26日に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕、同年8月16日に起訴された。 このことが、上越市ガス水道局建設工事請負業者指名停止措置要領第2条及び別表第2第7号(競売入札妨害又は談合)に該当するため。
株式会社銭高組 (大阪府大阪市西区西本町2-2-4)	令和4年7月22日から 令和4年9月21日まで (2か月)	防衛省近畿中部防衛局が令和2年に発注した岐阜(2)評価施設新設建築その他工事の競争入札に関し、株式会社銭高組の社員が、令和4年5月に官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で起訴された。 このことが、上越市ガス水道局建設工事請負業者指名停止措置要領第2条及び別表第2第7号(競売入札妨害又は談合)に該当するため。
株式会社タマルヤ (上越市大字大道福田26番地)	令和4年7月22日から 令和4年8月21日まで (1か月)	上越市で令和4年4月1日に契約締結した「布前掛」において、仕様に適合する商品を入荷できないため契約解除を申し出たことから、契約不履行となった。 このことが、上越市ガス水道局物品調達等業者指名停止措置要領第2条及び別表第2号(契約違反)に該当するため。

上越市ガス水道局指名停止措置

令和5年3月23日更新

業者名	指名停止期間	指名停止の事由
<p>J F Eエンジニアリング 株式会社 (神奈川県横浜市鶴見区末広町2-1)</p>	<p>令和4年3月25日から 令和4年6月24日まで (3か月)</p>	<p>J F Eエンジニアリング株式会社の社員3名が、沖縄県竹富町が令和2年に発注した海底送水管更新工事の競争入札に関し、令和4年2月13日に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、さらに同町が平成29年に発注した別の海底送水管更新工事の競争入札に関し、令和4年3月6日に入札談合等関与行為防止法違反の容疑で再逮捕された。 このことが、上越市ガス水道局建設工事請負業者指名停止措置要領第2条及び別表第2第7号（競売入札妨害又は談合）に該当するため。</p>
<p>パシフィックコンサルタンツ 株式会社 (東京都千代田区神田錦町3-22)</p>	<p>令和4年3月14日から 令和4年6月13日まで (3か月)</p>	<p>パシフィックコンサルタンツ株式会社の社員1名が、富山県富山市発注の橋りょう設計業務委託の競争入札に関し、令和4年1月24日に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、さらに同市発注の、上記橋りょうに隣接する広場の基本計画策定等業務委託の競争入札に関し、令和4年2月14日に公契約関係競売入札妨害の容疑で再逮捕された。 このことが、上越市ガス水道局建設工事請負業者指名停止措置要領第2条及び別表第2第7号（競売入札妨害又は談合）に該当するため。</p>
<p>大和ハウス工業株式会社 (大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号)</p>	<p>令和4年1月31日から 令和4年5月30日まで (4か月)</p>	<p>建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和3年11月17日に近畿地方整備局長から22日間の営業停止命令を受けた。 また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、同日に近畿地方整備局長から指示処分を受けた。 このことが、上越市ガス水道局建設工事請負業者指名停止措置要領第2条及び別表第2第9号（建設業法違反行為）に該当するため。</p>

上越市ガス水道局指名停止措置

令和5年3月23日更新

業者名	指名停止期間	指名停止の事由
株式会社タハラ (上越市大字有間川323)	令和4年1月4日から 令和4年6月3日まで (5か月)	<p>平成30年5月31日(第67期)、令和2年5月31日(第69期)を審査基準日とする経営事項審査において、経営規模等評価申請書及び経営事項審査添付書類に、完成工事高を水増しした虚偽の内容を記載して申請を行うとともに、第67期については、その申請に基づく経営事項審査結果通知書を公共工事の発注者に提出し、入札参加資格申請を行ったことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、新潟県より営業停止処分を受けた。</p> <p>このことが、上越市ガス水道局建設工事請負業者指名停止措置要領第2条及び別表第2第9号(建設業法違反行為)に該当するため。</p>